

B、積取手當日給十四日代出J氏給付日給の積取
 5、退職金五の積
 6、積取手
 7、積取手
 8、積取手
 9、積取手
 10、積取手
 11、積取手
 12、積取手

財團協調會福岡出張所

財團協調會福岡出張所

- 1、金一封（解雇手當と同額）各人に支給す
- 2、本年八月二十六日より九月七日迄の給料を速かに支給す
- 3、積立金及事故費は全額拂戻すこと但し事故ある者にして現在積立たる事故費總額を越したる場合と雖も其の總額にて打切ること
- 4、車掌にして此際退職を申出づる者には第二項の退職金を支給す
- 5、九月六日解雇したる原田、小澤の兩名には未拂給料の外金一封を支給す
- 6、復職車掌に對し争議に加入せざる選轉手が暴力的制裁を加へざる様會社側より示達すること